

## 機械警備計画書

### 1 警備対象物件

#### (1) 本館

所在地 東京都千代田区北の丸公園 3-1  
物件名 東京国立近代美術館本館  
鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上4階地下1階

#### (2) 工芸館

所在地 東京都千代田区北の丸公園 1-1  
物件名 東京国立近代美術館工芸館（重要文化財）  
地上2階 外壁煉瓦造

### 2 警備目的

この契約は、警備対象物件の火災、盗難を防止し、設備機器異常を監視するとともにその他の不良行為を排除し、甲の財産の保全を図り、その業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

### 3 警備内容

- (1) 盗難、火災及び不良行為の拡大防止
- (2) 事故確知時における関係先（警察署、消防署、当館責任者、当館緊急連絡者）への通報、連絡
- (3) 設備機器の異常時における関係先（当館の指定する者）への連絡
- (4) 事故報告書の提出
- (5) 月間警備報告書の提出

### 4 警備方法

- (1) 本館：SPアラームCXシステム（受託者名義ISDN回線使用）方式
- (2) 工芸館：SPアラームMXシステム（受託者名義ISDN回線使用）方式

### 5 警備運営上の権限

甲は乙に対し、警備業務遂行のために必要な警備上の権限を付与するものとする。

### 6 警備実施時間

- (1) 基準 24時間（ただし、防犯警戒解除時は除く。）
- (2) 臨時休館日及び年末年始休館日 24時間
- (3) 臨時休館日及び年末年始休館日については、7日以前に乙に連絡するものとする。

### 7 警備実施要領

#### (1) 警備機構

##### イ 警報装置

警備対象物件で発生した異常事態を乙のコントロールセンターへ自動的に通報する機能を有するものとする。

##### ロ 乙のコントロールセンター

乙は、警備実施時間中警報受信装置を間断なく監視するとともに緊急要員（パトローラカーを含む、以下同様）との連絡を保持する。

##### ハ 緊急要員

常に乙のコントロールセンターと連絡を保持し、警備対象物件の異常事態に備える。

#### (2) 警備開始時の取扱い

##### イ 甲における取扱い

- a 甲の職員及び甲が指定した者（以下「甲の職員等」という。）は、防犯・防火その他事故防止上必要な処置を施し、確認ランプで各警報器のセット状況を確認する。
- b 甲の職員等で本館の最終退庁者にあつては、メインコントローラで最終セットを行って

- 退館し、建物出入口の施錠の確認を行う。
- c 甲の職員等で工芸館の最終退庁者にあつては、建物出入口を施錠した後、外部に設置したカードリーダーのスイッチをON（警戒）の状態にセットする。
  - ロ 乙のコントロールセンターにおける取扱い
    - 甲の職員等のメインコントローラ、またはカードリーダーの操作により、自動的に表示されるON（警戒）の信号を確認し、警備を開始する。
- (3) 警備終了時の取扱い
  - イ 甲における取扱い
    - a 甲の職員等は、本館にあつては、外部カードリーダー及びローカルコントローラにカードを挿入する。
    - b 甲の職員等は、工芸館にあつては、外部に設置されたカードリーダーをOFF（解除）にセットする。
  - ロ 乙における取扱い
    - 甲の職員等の外部カードリーダー及びローカルコントローラの操作により、自動的に表示されるOFF（解除）の信号を確認し、警備を終了する。
- (4) 警備実施時間中における甲の職員等の入館
  - 原則として認めない。ただし、やむを得ない場合のみ次により行う。
  - イ 甲は、乙のコントロールセンターに対し警備中断の申し入れをし、乙の確認を受けた後、外部カードリーダーまたはカードリーダーの操作により入館する。
  - ロ メインコントローラ及びローカルコントローラの操作により、警備の一時中断ができる箇所については、適時警戒を解除できるものとする。
  - ハ イ及びロによる甲の職員等が警備物件に入館及び業務中に発生したる損害等については、乙は責任を負わないものとする。
  - ニ 乙から指示された機器操作を甲の職員等が故意または過失によって操作せず発生したる損害等については、乙は責任を負わないものとする。
- (5) 警備実施時間中における甲の委託した業者（以下「委託業者」という。）の入館
  - 委託業者が、甲または乙からの要請及び緊急連絡で、警備対象物件の設備等の異常により、その対処のために入館する場合、若しくは委託業者が甲との事前の取り決めのもと機械警備実施時間中に入館する場合は、次により入館する。
  - イ 乙がメインコントローラ及びローカルコントローラの操作により、警備の一時中断ができる箇所については、適時警戒を解除できるものとする。
  - ロ 乙に警備対象物件内での作業が終了し委託業者が退館する旨の連絡があった場合は、乙がメインコントローラ、またはカードリーダーの操作により、自動的に表示されるON（警戒）の信号を確認し、警備を開始させる。
  - ハ イにより委託業者が警備物件に入館及び作業中に発生したる損害等については、乙は責任を負わないものとする。
  - ニ 委託業者は、別表1のとおりとする。
  - ホ 委託業者が警備対象物件に入館する場合、乙は委託業者の身分確認を実施する。

## 8-1 異常の種類

### (1) 本館

- イ 自動火災報知設備連動
- ロ 総合警報盤異常
- ハ 停電異常
- ニ エレベーター閉じ込め異常
- ホ ガス系消火設備異常
- へ 関連設備連動（火災信号と連動してオートドアを制御できる仕様）
- ト スケジュール制御（電気錠の施解錠をスケジュール制御できる仕様）
- チ モード連動（警備のセット、解除と連動して、電気錠の施解錠が制御できる仕様）
- リ 侵入異常
- ヌ 非常信号（身の危険や異常をボタンの押下により、外部発信できる仕様）
- ル 上記以外のその他コントロールセンターで受信する事が出来る異常

### (2) 工芸館

- イ 自動火災報知設備連動

- ロ パニックオープン機能（火災信号と連動して外部キーボックスを解錠する仕様）
- ハ 敷地内侵入異常
- ニ 上記以外のその他コントロールセンターで受信する事が出来る異常

#### 8-2 異常事態発生時における乙の処置

- (1) 警報受信装置により甲の警備対象物件に異常事態が発生したことを確知したときは、乙は緊急要員を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止に当る。
- (2) 警備対象物件に到着した緊急要員は、異常事態確認後、乙のコントロールセンター及び甲の責任者若しくは1.4(1)に定める甲の緊急連絡者にその状況を連絡し、指示を受けるとともに、必要に応じて関係先へ通報する。ただし、8-1(1)リ、8-1(2)ハの異常の場合においては、緊急連絡者第一順位の者には連絡せず、第二順位以降の者にその状況を連絡するものとする。

#### 9 機器操作カードの預託

- (1) 警備実施に必要なカードは、乙から甲へカードリーダー用のカードを預託し、預託されたカードは甲が厳重な取扱いと保管をするものとする。
- (2) カードの紛失等により甲に損害等が発生した場合は、乙はその損害についての責任を負わないものとし、紛失及び破損等は速やかに乙に連絡するものとする。

#### 1.0 警報装置の保守点検

- 甲に設置した警報装置の正常な機能を常に維持するために乙は適宜保守点検を行い、点検報告をそのつど甲の責任者へ報告するものとする。
- 万一警報機器の故障及び作動不良による異常を生じたときは、遅滞なく回収すると共に警備上の安全措置を講ずるものとする。

#### 1.1 事故報告書の提出

- 警備実施期間中に事故が発生したときは、乙は速やかに事故報告書をその都度甲の責任者に提出するものとする。

#### 1.2 警備報告書の提出

- 乙は当月の警備業務を終了したときは、月間警備報告書を翌月の7日以内に甲の責任者に提出するものとする。

#### 1.3 甲の責任者

- 各報告書の提出を受ける甲の責任者は、別表2のとおりとする。

#### 1.4 甲の緊急連絡者名簿

- (1) 甲は乙に対し、あらかじめ緊急連絡者名簿（別表3）を提出する。
- (2) 緊急連絡者名簿に変更があるときは、遅滞なく、その都度文書をもって通知する。

#### 1.5 乙の連絡責任者及び緊急要員（警務士）

- (1) この契約の業務を円滑に遂行するため、乙は責任感のある誠実な緊急要員をあてるものとし、甲に対する連絡責任者の氏名・連絡先等必要事項をあらかじめ甲の責任者に届出するものとする。（別表4）
- (2) 第1.4(2)の規定は、前項の連絡事項に変更があった場合に準用する。

#### 1.6 特約事項

- (1) 乙は、緊急要員により警備対象物件の外部または内部においてガス消火設備その他人命に影響を及ぼす設備（以下「当該設備」という。）の作動または異臭発生その他の危険性を認めた場合、直ちに消防機関および甲の緊急連絡先に電話で通報するものとし、その後の異常の有無の点検を行わないものとする。
- (2) 乙は、当該設備の異常情報の単独監視を行っている際に異常情報を受信した時は、遅滞なく警備対象物件に電話連絡する。（別表5）
- (3) 上記(2)において電話連絡するも連絡不能の場合、または甲により警報機器がセットされている状態（その他乙において無人時と扱うことができる状態）において当該設備の異常情報を受信した時は、乙は直ちに緊急要員を警備対象物件に急行させるものとする。この場合、上記

- (1)が適用されるものとする。
- (4) 上記(1), (2)において, 乙は緊急要員に次の措置をとらせるものとする。
- イ 出動した消防機関に対する警備対象物件の最終出入口までの誘導
  - ロ 第三者の警備対象物件への入場の制止
  - ハ 可能な限りの消火器等による初期消火
- (5) 上記(2)において, 火災警報発報等の理由により, 建物に設置されている自動扉がパニックオープンとなっている事が認められる, または懸念される場合に於いては, 緊急要員は各自動扉まわりを巡視し状況確認を実施する。

1.7 その他

この機械警備計画書に定めのない実施上の事項については, その都度甲乙協議の上, 実施するものとする。

別表 1

機械警備計画書第 7 (5) に規定する委託業者

- 1 本館及び工芸館
  - 鹿島建物総合管理株式会社 (コールセンター)
  - 住所
  - 電話

別表 2

機械警備計画書第 1 3 に規定する責任者

- 1 本館
  - 東京国立近代美術館運営管理部長
  - 住所 東京都千代田区北の丸公園 3 - 1
  - 電話
- 2 工芸館
  - 東京国立近代美術館工芸課長
  - 住所 東京都千代田区北の丸公園 1 - 1
  - 電話

別表 3

機械警備計画書第 1 4 (1) に規定する緊急連絡者名簿

- 1 本館及び工芸館

	氏 名	職 名	住 所	電話番号
1				
2				
3				
4				

別表 4

機械警備計画書第 1 5 (1) に規定する連絡責任者

セコム株式会社

- 1 本館及び工芸館

氏 名	職 名	住 所	電話番号

別表 5

機械警備計画書第 1 6 (2) の電話連絡先

	連絡場所	電話番号	連絡可能時間
1	東京国立近代美術館本館警備員室		
2	東京国立近代美術館運営管理部 (夜間)		